

公益財団法人花と緑の銀行中央植物園部長等の読み替えに関する規程

令和5年4月1日制定

令和5年10月1日改正

公益財団法人花と緑の銀行中央植物園部長（以下「植物園部長」という。）が不在の際に、別表中の規程中、「植物園部長」とあるのは「富山県中央植物園次長」と読み替えるものとする。また、公益財団法人花と緑の銀行企画管理部長（以下「企画管理部長」という。）が不在、若しくは公益財団法人花と緑の銀行専務理事（以下「専務理事」という。）と兼務の場合は、「富山県中央植物園次長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表

件名	制定・最終改正年月日
公益財団法人花と緑の銀行での競争的研究費等の管理・運営体制	制定 令和5年4月1日 改正 令和5年10月1日
公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等に関する取扱規程	制定 平成21年4月1日 改正 令和5年10月1日
公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等不正防止計画	制定 平成21年4月1日 改正 令和5年10月1日
公益財団法人花と緑の銀行研究倫理委員会規程	制定 平成21年4月1日 改正 令和5年4月1日
公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等におけるコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画	制定 令和5年10月1日